

国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
人事委員会規程

平成 30 年 7 月 26 日 規程第 78 号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター人事委員会規程

(設置)

第 1 条 国立研究開発法人国立国際医療研究センターの職員の選考に関し、理事長が必要に応じ諮問する事項を審議するため人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事長、企画戦略局長、事務局長、研究所長、臨床研究センター長、病院長、国府台病院長、国際医療協力局長、看護大学校長、人事部長、その他委員長が指名する者。
  - 二 委員長は、有識者等で委員長が必要と認めた者を委員として任命することができる。
- 2 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。
  - 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 4 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数以上を持って結論を出し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
  - 5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その者の意見を聴くことができる。

(審議事項)

第 3 条 委員会の審議事項は次の事項とする。

- 一 職員採用の競争試験又は選考に係る審査を行うこと。
  - 二 理事長が必要に応じ、別に指定する幹部職員の選考に関する審査を行うこと。
  - 三 選考に際しての選考方針に関すること。
  - 四 特定機能病院としての機能を確保するために病院長が必要と認めた人事に関すること。
- 2 前項各号の実施に際し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号のうち、医療法施行規則第 7 条の 2 に規定する特定機能病院の管理者の資質及び能力に関する基準については、次のとおりとする。

- 一 日本国の医師免許を有していること。
- 二 組織規程（平成 22 年規程第 2 号）第 104 条に定める国立国際医療研究センター病院（以下「センター病院」という。）又はセンター病院以外の病院において、以下のいずれかの業務に従事した経験及び医療安全管理に関する十分な知見を有するとともに、患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有していること。
  - イ 医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者の業務
  - ロ 医療安全管理委員会の構成員としての業務
  - ハ 医療安全管理部門における業務
  - ニ その他上記に準じる業務
- 三 センター病院又はセンター病院以外の病院において、病院長又は副院長及びそれらに準ずる職のいずれかでの組織管理経験があり、高度の医療の提供、開発及び評価等を行う特定機能病院の管理運営上必要な資質及び能力を有していること。
- 四 センター病院の理念及び基本方針を十分に理解し、高い使命感を持って継続的かつ

## 機密性 1

確実に職務を遂行する姿勢と指導力を有していること。

- 2 前項の基準は公表するものとする。

(特定機能病院の管理者を選考するための合議体)

第5条 第3条第1項第3号のうち、医療法施行規則第7条の3に規定する特定機能病院の管理者を選考するための合議体については、第2条の規定にかかわらず、病院長候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設けて審議を行う。

- 2 選考委員会の運営は次のとおりとする。

- 一 選考委員会の委員は、理事会で選定の上、理事長が指名するものとする（理事長は委員の一人とする。）。この場合において、委員の人数は5人以上とし、うち複数名はセンター病院と特別な関係がある者以外の者（医療法施行規則第7条の3第2項に定める者以外の者）で病院運営に関し広くかつ高い見識を有する者とする。
- 二 選考委員会に委員長を置き、前号で定める委員のうち理事長をもって充てる。
- 三 選考委員会は委員長が招集する。
- 四 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の多数決をもって決することとする。可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 五 選考委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その者の意見を聴くことができる。

- 3 選考委員会の委員を指名した場合は、委員名簿（委員の経歴を含む。）及び選定理由について公表するものとする。

- 4 選考委員会での選考は、原則として公募により行うこととし、応募者の中から適任者を病院長候補者として理事長に推薦する。

- 5 選考委員会の選考を踏まえてセンター病院の病院長の選任を行った場合は、選任結果、選任過程及び選任理由について公表するものとする。

- 6 その他、選考委員会に関し必要な事項は同委員会で定めるものとする。

(事務)

第6条 委員会の事務は、人事部において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

## 附 則

第1条 本委員会は、会議及び委員会の設置等に関する規程（平成22年規程第3号）に定める委員会とする。

(施行期日)

この規程は、平成30年7月26日から施行する。

## 附 則（令和3年2月2日規程第2号）

(施行期日)

この規程は、令和3年2月2日から施行する。